

半田市水道料金等審議会（第5回）議事録

開催日時	令和7年11月5日（水）	19時00分～21時00分
開催場所	半田市役所 庁議室	
出席委員	（会長） （副会長） 千頭 聡 丸山 恭司 （委員）榊原 英治、小柳 厚、榊原 太、小野田 靖、半田 雅也、渡邊 千恵 大坪 成生、内田 智也、星野 弘美 ※敬称略	
事務局	上水道課長（奥田陽一）、石川尚徳、夏目千恵子、中倉翼、井上千尋	
議事	（議事） （１）総括原価の算出に関する説明 （２）固定費配分率について	
次　第	議　事　概　要	
【議題】 （１）総括原価の算出に関する説明	（上水道課長） 本日は、委員 12 名中 11 名の方にご出席いただきており、定足数に達しておりますことをご報告いたします。また、本日は 3 名の方が傍聴しておりますので皆さんご承知おきください。 まず始めに、10 月 8 日に開催予定でした当審議会について、未開催となりましたことを心からお詫び申し上げます。 さて、ここまでの料金改定の審議につきまして、皆様方から多くの貴重なご意見をいただき、内容も濃いものとなっていることに對しまして、事務局としても非常に感謝しております。 精査した内容につきましては、この後事務局より説明させていただきます。 今後も今まで以上に活発なご議論をどうぞよろしくお願いいたします。 （会長） 前回の審議会では、将来に向かって料金をどれくらい改定しないといけなにかについて議論していただきました。 今回は、基本料金と水量料金に大きく分けて、どう分配していくかが論点になり、細かな料金体系は次回になると思います。 それでは、事務局の方で説明よろしく願いいたします。 （事務局） 事務局による説明 （会長） 「経費を固定的な費用（固定費）と変動的な費用（変動費）と分けたときに、固定費をどれくらい基本料金に配分するか」という議論です。 固定費を全部基本料金に配分すれば、経営は安定しますが、一方で小口径の基本料金が非常に値上がってしまうため、どこまで配分しようかというのが論点です。	

(委員)

建設改良費について、前回の審議会では、「建設改良事業としての管路の整備計画はなく更新率を年1%に据え置いている」という説明でしたが、今回資料1では、「令和16年度までに耐用年数を経過する口径75mm以上の管を更新する」と記されています。

今回、計画を具体的に定めて数字を置き換えたということですか。

(事務局)

そのとおりです。

現在、本料金改定と並行して水道ビジョン及び基本計画を策定しており、その基本計画において老朽管更新の優先順位を定めています。その中で口径別の更新数量の拾い出しが出来たため、数字を置き換えております。

(委員)

口径75mm以上の管を更新すれば、更新率は1%が維持されるということですか。

(事務局)

老朽管の更新の優先順位を定めたもので、更新率が1%を維持できるかどうかは分かりません。計画では老朽管の更新以外にも、基幹管路の耐震化の整備計画も定めています。

総合的に考えると、大口径管路から順番に更新することが災害時にも役立つと考えています。

(委員)

12ページの「日本水道協会は均一料金を推奨している」との部分で、日本水道協会が均一料金を推奨している背景と、今まで半田市が異なる方法を採用してきた理由を教えてください。

(事務局)

現行料金の策定時は水道が拡張期にあり、水を多量に使うお客様が今後も増え、収益が拡大していく見込みであったと思います。また、大量の水を使用し、水道施設に負荷がかかるお客様に対して、大口径の管を布設しなければ需要に応えることができないため、相応の水道料金を負担していただくという考え方があったと思います。

しかしながら、近年は、大口径使用者の新規契約が見込めないこと、水道普及率はほぼ100%であること、給水人口が減少していく時代であることなどから、日本水道協会も、利用者みなさんが等しく負担して頂くことが望ましいとされていると思います。

実際の逓増度の状況についてですが、逓増度は、隣接の市町では、3前後の場合が多いのです。現行の半田市の逓増度は、5.625と非常に高く、均一料金までの道のりが非常に遠い状況です。そのような状況において、急に均一料金を採用した場合、少量を使っているお客様に対して、非常に大きい負担を強いることとなります。

このため、なるべく緩やかに変更させていくことで、利用者の皆様のご理解を得ていきたいと考えています。

(会長)

逓増度について補足です。

逓増度が高いということは、特定の大口使用者への依存度が高くなるので、万一その水道利用がなくなった場合、途端に料金収入が激減するという側面もあります。そのため、できるだけ平準化することです。

	しかしながら、現時点では、大口使用者のために大口径管の整備をする必要性があることから、多くの水道事業でこの逦増の仕組みを採用していると思います。 (事務局) 逦増度を下げる方法は、水量区分の最安単価 40 円を上げるか、最高単価 225 円を下げるかのいずれかです。どうするかについては、次回の審議会で案をお示しさせていただきたいと思います。
(2) 固定費 配分率について	(事務局) 今回はまず、経営の安定のことも含めて、基本料金のうち、固定費の配分について審議していただきたいと思います。 (委員) 固定費のうち、基本料金と水量料金の配分比の決定根拠について教えてください。 (事務局) 日本水道協会の算定要領では、基本料金と水量料金の配分比を定める方法について 4 パターンが示されています。 この 4 パターンのうち 2 パターンは、浄水施設を持たない本市の水道事業には適さず、残りの 2 パターンは、片方は現行の配分比 36%より下がり、片方は大幅に上がることになります。 下がるパターンを採用することは、事業の安定という考え方と相反しますし、上がるパターンを採用すると、水道料金を大幅に値上げすることになります。 算定要領はあくまでも水道料金を定める際の参考であるため、あえて採用しておりません。 今回提案した配分比55%については、下水道事業と同じ配分比とするのが適当と判断し提案しています。 (委員) 今回、配分比を55%としたのは、下水道使用料の基本料金の配分比にあわせたという理由のみでしょうか。 (事務局) そうです。 (会長) 固定費における基本料金と水量料金の配分比を何%にするかは自治体によって当然違うと思うのですが、40%から60%ぐらいが多いです。 (事務局) 基本料金への配分を上げ過ぎますと、基本料金の総額が増えてしまうので、小口径利用者の改定率が高くなってしまいます。 また、現行の36%から40%に基本料金への配分を上げるだけでは、経営の安定という面では足りないと感じています。 (会長) 全体の料金改定率については、前回の審議会では 22.4%と決まったのですが、その上で固定費の配分を 55%基本料金に割り振るとして、基本料金と水量料金の総額に対し、

口径別に基本料金をどう配分するか、水量料金をどう配分するかは、変数がたくさんあるので、無限にシミュレーション出来てしまいます。

そのため、今回の事務局の提案は、固定費のうち、基本料金への配分を36%対64%から、一旦下水道事業と同じ55%対45%にして、シミュレーションされたものだと思います。

(委員)

承知しました。

次の質問です。

算定要領における標準的な配賦については、「理論流量比によって配分する」とされ、口径 13mm を 1 とし、13 mmと各口径との理論流量比率で配賦が行われています。

そのため、13mmと20mmの基本料金を同額とするというのは、算定要領の考えと違い、差別配分とはならないのではないのでしょうか。

(事務局)

算定要領は、料金を改定する際の参考として定められたもので、事務局として全てを同じにする必要はないと考えております。

しかしながら、現在、新たに一戸建ての住宅に対して、口径 13mm の新設が認めていないため、例示をさせていただいたもので、必ず同額にする訳ではありません。

今後、シミュレーションをする中で、どの程度差をつけるかは探っていきたいと考えています。

(会長)

補足です。

算定要領のとおり、13mm と 20mm と理論流量比で差をつけるべきか。または、今は一戸建ての住宅に対して 13 mmを認めていないので 13 mmと 20mm の差を縮めるべきか。という調整が、今後必要になるということですよね。

(委員)

13 mmが一般家庭で使えなくなっからは、何年経過しているのでしょうか。

(事務局)

給水基準書の整備時期から判断すると、20年以上は経過していると思われます。

また、13 mmと 20 mmの契約件数については、13 mmが全体の 32%、20 mmが 64%となっており、両口径で 9 割以上の方に利用していただいているという状況にあります。

(委員)

今日の議論は固定費における基本料金と水量料金の配分比について決定すればいいのですよね。55%なのか。50%なのか。60%なのか。

(委員)

配分比を 55%としないといけない根拠をもう少し説明してください。

(会長)

そうですね。今の事務局の資料は 55%しか案がないので、いいか悪いかしか言いようがないというところはありますね。

(事務局)

固定費については、理想は 100%であります。現在が 36%のため、今後、より安定経営を維持していくために、事務局としては、これ以上を確保していきたいと考えています。

このため、下水道事業と同程度の配分比として提案させていただきましたが、配分比の検討ができるよう、他の事業体の状況を確認するなどして、次回提案をさせていただきたいと思います。

(委員)

使用水量が少なく、基本料金だけ支払っているような方などは、13mmの基本料金を大幅に上げると契約を解除してしまい、結果的に基本料金の収入が減るという心配はありませんか。

(事務局)

水道の利用については、使用者にお任せしています。

基本料金を値上げすることにより、閉栓が増えるかは分かりません。

固定費の配分を大きくした場合、口径毎の基本料金をどう改定していくのが良いのか。また、現行の料金体系では、半田市は 20mm の方を最大限配慮しているという点もあるので、少しずつでも是正できるよう、次回提案させていただきたいと思います。

(会長)

配分比の検討についてこれまでの経緯を書いた文書を作るとしたら、こんな経緯になると思います。

算定要領には 4 パターンの配分比の算出方法があるが、結局は参考にならなかった。このため、事務局で提案しているが、配分比 55%にどんな根拠があるかという点、下水道とあわせたという以外に根拠はない。

配分比を決定するためには、まずは、例えば、割と受け入れやすいような料金体系を2つ出し55%と50%で比較してみる。

次に、55%と50%で各々料金体系を2パターン、全部で4パターンつくり、どれぐらいが受け入れられるかというのを議論し、最後は、料金体系全体を見て受け入れができるかどうかという判断をするしかないと思います。

(事務局)

会長が言われるとおり、50%、55%を中心に何パターンか用意して、基本的には全ての使用者の方が値上げとなるような料金体系で提案できればと思っています。

(会長)

その際、何を根拠にしたシミュレーションなのかを明確にさせていただきたいです。

また、この改定案が、大口使用者が値下げになって 20 mmが値上げになるのは、おそらく使用者は受け入れられないと思います。

だから、値上げ幅は別として全口径でマイナス改定にはならないようにしたとか、そういう条件を明確にいただくと、皆さんが分かりやすいと思います。

(委員)

節水型器具などが販売されている中で、使用水量というのは今後減っていくと思います。それを念頭に置いて、やはり水量料金に負荷をかけるよりも基本料金に上乗せする方が良いかなというのが率直な意見です。

(事務局)

次回は、料金体系案をご提案したいと思います。

固定費の配分については、根拠が不十分とのご指摘のとおりであると思いますので、料

金体系に落とし込んだ際に、どの程度配分するのが妥当かなど、数パターン用意した上で、料金体系の案を提案させていただきたいと思います。

（会長）

それぞれの配分比の中で、例えば二つシミュレーションするとしたら、何に重きを置いて作るかということを今の段階で説明出来そうですか。

（事務局）

考え方としては、全ての方がまず値上がりになり、また改定率を同程度にしたいと考えています。また、小口使用者の負担が多くなる案が妥当なのか、大口使用者の負担が多くなる案が妥当なのかをお示しをしたいと思います。

さらに、近隣の他自治体と比べ、逓増度が高いのと、区分が多いなどの改善の余地があるため、区分を整理するなどをして、良い案が出せればと思っています。

（会長）

水量料金部分においては、料金区分毎に同じ金額を上げるという方法もありますが、これは結果的に逓増度を下げる要因になります。

また、同じ率をかけるという方法もありますが、これは逓増度が変わらず、大量使用の方の料金がすごく跳ね上がります。

結局は、料金体系を決めるというのが我々審議員の仕事であり、次回の審議会ですべてを決めるのは大変かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

（委員）

半田市は、現行の水道料金が知多半島の中で一番安いと思いますが、単純にそこに平均改定率を掛けるだけではだめなのですか。

（事務局）

資料12ページの課題の中にもあるように、口径20mmの使用者への配慮を現状のまま続けていくことが、他の口径の使用者に受け入れられるかという問題があります。また、他の課題もそのまま継承されてしまいます。

（会長）

前回決めた改定率22.4%をどこの区分に対しても掛けるという考えはあり得るけれど、事務局としては、同時に改定時に、経営を安定させるために基本料金の配分を増やすという狙いと、逓増度を少し下げたいという狙いの二つの視点は入れたいということだと思います。

このため、次回の審議会では、その二つの視点を最低限入れた形の案が出てくると思います。

それでは、次回、料金体系案を出していただいて議論しましょう。

これで閉会いたします。本日はありがとうございました。

（終了）